

処方せんの一般名処方加算のご案内

当院では、昨今の医薬品供給の不安定な状況を踏まえ、後発医薬品の使用促進とともに医薬品の安定供給に努めています。

このため、お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を記載する一般名処方を積極的に行っています。これにより、特定の医薬品が不足した場合でも、同じ有効成分を持つ複数のお薬から選択できるため、患者さんへ必要な医薬品をより確実に、円滑に提供することが可能になります。状況によっては投与する薬剤を変更する場合がありますが、その際は事前に十分ご説明させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、一般名で処方した場合は、一般名処方加算が処方箋の交付1回につきそれぞれ算定されます。

- ・一般名処方加算1

10点（後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般処方されている場合）

- ・一般名処方加算2

8点（後発医薬品が存在する先発品のうち1品目でも一般処方された場合）

※一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。一般名処方についてご不明な点がありましたら当院薬剤部スタッフへご相談ください。ご理解、ご協力をお願いいたします。